

富士箱根伊豆国立公園箱根地域における 自然公園法許可申請等の手引き

令和8年7月

環境省 関東環境局

富士箱根伊豆国立公園管理事務所

□この手引きは、富士箱根伊豆国立公園のうち、箱根地域の神奈川県域(神奈川県箱根町、小田原市、南足柄市、湯河原町)※での許可申請・届出の手続き方法や、許可の基準などについて説明したものです。

□許可申請などを予定されている方はご一読いただき、計画決定前に必ずご相談ください。

※他の国立公園等では手続きの詳細が異なる場合があります。

＜お問い合わせ窓口＞（平日8:30～12:00 13:00～17:15、土日祝日は休み）

【箱根地域の神奈川県域(神奈川県箱根町、小田原市、南足柄市、湯河原町)】

富士箱根伊豆国立公園管理事務所

〒250-0522 神奈川県足柄下郡箱根町元箱根164

TEL: 0460-84-8727

メールアドレス:NCO-HAKONE@env.go.jp

※許認可に関するお問い合わせは、メールをご利用ください。

目次

- 1 国立公園内での手続き概要
- 2 許可申請等の流れ
- 3 許可申請に必要な書類
- 4 申請書添付書類の詳細
- 5 申請書の作成方法
- 6 申請書記載例
- 7 提出前のチェックについて
- 8 規制・許可基準等の根拠
- 9 よくあるご質問

1. 国立公園での手続き概要

○国立公園とは

「日本を代表する傑出した自然の風景地」として、環境大臣が指定します。

○規制の概要

建物の新築、土地造成、樹木伐採など、風景地に影響を与える様々な行為が、事前許可制(または届出制)になっています。同じ国立公園内でも、場所によって規制内容や手続き方法が異なります。

<事前の許可・届出が必要な行為>

手続	地域区分	行 為 の 種 類
許可 申請	特別地域	1. 工作物の新築、改築、増築 2. 木竹の伐採 3. 鉱物や土石の採取 4. 河川、湖沼の水位・水量の増減 5. 指定湖沼への汚水の排出など 6. 広告物の設置など 7. 指定する物の集積又は貯蔵 8. 水面の埋立など 9. 土地の形状変更 10. 指定植物(動物)の採取(捕獲)など 11. 指定区域での木竹の損傷・植栽・播種、動物の放出、車馬などの乗り入れ、立入など 12. 屋根、壁面などの色彩の変更
	特 別 保 護 地区	<u>特別地域で許可が必要な行為＋以下の行為</u> 1. 木竹の損傷、植栽 2. 動物(家畜を含む)の放牧 3. 物の集積又は貯蔵 4. 火入れ、たき火 5. 植物(動物)の採取(捕獲)など 6. 車馬などの乗り入れ
届出	普通地域	1. 大規模な工作物の新築、改築、増築 2. 特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 3. 広告物の設置など 4. 水面の埋立など 5. 鉱物や土石の採取(海域では※のみ) 6. 土地の形状変更 7. 海底の形状変更(※) (※)海中公園地区周辺での行為に限る

2. 許可申請等の流れ

< 許可申請手続きの流れ >

	申請者	環境省担当者	留意事項など
事前相談	①規制概要と区域の確認	【公園内外の判断】 【規制概要の説明】	■問い合わせ先：富士箱根伊豆国立公園管理事務所 許認可事務担当者 宛 ■問い合わせ方法：メール メールアドレス：NCO-HAKONE@env.go.jp ■問い合わせ時にお送りいただくもの ①ご自身の所属、氏名、ご連絡先（メールアドレス、電話番号） ②該当敷地や広告物を設置するポイントを明記した住宅地図等 <u>（※当所では、地番や番地では判断できません。必ず地図を送っていただくようお願いいたします。）</u> ③お問い合わせの場所で予定している行為の概要（住宅の新築、看板の設置等）と質問事項 ■回答目安：5開庁日程度（土・日・祝日は除く） （区域境界付近につきましては、回答までに時間を要する場合があります。） ■回答方法：メール 許認可にかかる資料をお送りするため、原則としてメールで回答しております。
	②手続き詳細の確認	【手続き要否の判断】 ↓ 【許可基準の判断】	■メール、郵送等で、計画の詳細（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）がわかる図面や写真などを送付ください。
	③事前協議	【許可相当かの判断】	■担当者が許可相当と判断できるまで、計画の調整（事前協議）を続けます。 また、必要に応じて現地確認を行います。
	④申請書類の作成	【申請書類提出前の形式確認】	■明らかに申請書類の不備がある場合は、申請を受け付けられません。

申請	⑤申請書類の提出	【申請書類の受付】 ↓ 【審査Ⅰ（富士箱根伊豆国立公園管理事務所）】 ↓ 【審査Ⅱ（関東環境局）】	■提出先: 相談窓口と同じ（郵送） ■部 数: 正本1部（大規模な場合は2～3部）（返却できません） ■処理期間: 申請書類の受付から約1か月間（申請書の修正対応等の期間を除きます） ※大規模な行為の場合【環境省本省（東京）での審査】が追加され、提出部数は3部、処理期間は約2か月間となります。 ■手数料: 無料
	⑥申請書類の修正など	【修正対応】 ↓ 【処分決定】	■審査中に書類の不備等が明らかになった場合は、担当者から御連絡します。 ■修正対応中は審査が中断されます。
通知	⑦回答書の受け取り	【回答書の送付】 郵送	■「許可」、「条件付き許可」、「不許可」のいずれかの回答書が郵送されます。

■注意事項

箱根地域では地種区分や規制が地区ごとに細分化されており、標高による規制もあります。
必ず富士箱根伊豆国立公園管理事務所で規制内容を確認してください。

届出の場合、通常は⑤（届出書の提出）までで終了です。ただし、通常、届出提出から30日を経過しないと行為着手できませんので、余裕を持ってご相談ください。

3. 許可申請に必要な書類

○申請書類＝申請書＋添付書類（※届出に必要な書類も、これに準じたものになります。）

○申請書・・・区域別、行為別に決まった様式があります。

◎国立公園のホームページから、申請書様式のダウンロードができます。

『国立公園において許可又は届出が必要な行為』

<http://www.env.go.jp/park/apply/basic/01.html>

○添付書類一覧

行為の種類 ※代表的なもの 添付書類		工作物の新・改・増築	広告物の設置など	木竹の伐採	土石の採取など	土地の形状変更	工作物などの色彩変更	高山植物等の採取(損傷)
行為の場所を明らかにした二五千分の一以上の地形図		○	○	○	○	○	○	○
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図		○	○	○	○	○	○	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真		○	○	○	○	○	○	
写真の撮影位置と方向を明らかにした図面		○	○	○	○	○	○	
行為地の施行方法を明らかにした千分の一以上の	平面図	○	○		○	○		
	立面図	○	○				○	
	断面図	○	○		○	○		
	構造図	○	○					
	意匠配色図	○	○				○	
植栽その他修景の方法を明らかにした千分の一以上の修景図		○			○	○		
その他、行為の施行方法の表示等に必要資料 (※担当者に確認)		■求積図、面積等算定図(敷地や建蔽率等の明示が必要な場合) ■理由書(計画位置・方法等について代替案が複数ある場合) ■伐採計画図面(支障木の伐採を伴う場合) ■造成計画図面、土量計算書(土地造成を伴う場合) ■仮設計画図面(仮設作業道、索道、宿泊小屋等を設置する場合) ■回答書送付先(申請手続きを代理人が行う場合) ■申請概要書(建築物の場合)など						

4. 申請書添付書類の詳細

○添付図面には縮尺・方位を必ず明記してください。

○複数の図面の内容を一枚で表示しても構いません(それぞれの内容が明確に表示できる場合のみ)。

例: 仮設工作物の配置や伐採計画の内容を1枚の平面図に明示すれば、個別に作成しなくてよい。

○平面図や断面図等では、計画前後の変化(現状と計画の違い)がわかるように表示ください。

添付書類の種類		必要な添付書類の内訳詳細
行為の場所を明らかにした25,000分の1程度の地形図		■縮尺1/10,000～1/25,000程度で、行為位置と等高線が明示されたもの(国土地理院発行の地形図など)
行為地及びその付近の状況を明らかにした5,000分の1程度の概況図		■縮尺1/1,000～1/5,000程度で、行為地と周辺の状況(道路、住宅地、公共施設、利用施設などとの位置関係)が明示されたもの(住宅地図など)
行為地及び、その付近の状況を明らかにした天然色写真		■行為地の全体及び行為地周辺の状況(自然環境、周辺施設など)が分かる写真 ■周囲の主要な展望地点、車道、登山道、その他人が多く集まる場所からの見え方が分かる写真
写真の撮影位置と方向を明らかにした図面		■上記の写真をどの位置から、どの方向へ撮影したのかを地図上で明示したもの(概況図上に表示しても可)
行為地の施行方法を明らかにした千分の一以上の	平面図	■敷地内における建築物などの配置図(敷地境界を明示) ■建築物の場合、階層(フロア)別平面図、求積図 ■上下水道・電気の引き込み図
	立面図	■建築物などの全ての外観を示す立面図(4面) (着色すれば意匠配置図として兼用可)
	断面図	■建築物などの断面図(建物の規模に応じて複数) (最低地盤からの最高高さを記した図面)
	構造図	■建築物の場合は、矩計図 ■建築物以外の工作物の場合、その構造図(カタログや詳細設計図など、各種寸法が明示されているもので代用可)
	意匠配色図	■建築物などの全ての外観に配色を示す図面 (着色された立面図、パース、カタログ、施工見本など、実際の色合いがわかるもので代用可)
植栽その他修景の方法を明らかにした1,000分の1程度の修景図		■緑化計画平面図(緑地率計算、緑化植物名、本数又は面積、工法を明示) ■修景に工作物を使用する場合、その構造図など
その他、行為の施行方法の表示等に必要な資料(様式自由)	回答書送付先	■申請担当者名、所属、連絡先、所在地 ■申請代理担当者名、所属、連絡先、所在地 ※名刺のコピーでも可
	理由書	■計画位置・方法等について、その必要性を説明したもの
	造成計画図面	■土地の改変を伴う場合(公園内の残土処分の場合を含む)、切土・盛土・残土の規模がわかる平面図、断面図、土量計算書
	伐採計画図面	■伐採範囲、支障木の位置・種類、本数、移植する場合の移植先などを明示した伐採計画平面図

※何が必要かは担当者に要確認

	仮設計画図面	■仮設の道路、索道、作業員宿泊所などの設置を伴う場合、その平面図(配置図)、立面図、意匠配色図など ■その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載しても可)
--	--------	---

5. 申請書の作成方法

○申請書は A4サイズで作成ください(添付書類は A4サイズ以外でも可、A3サイズ以上の場合は折りたたんで A4サイズ以下にしてください)。

○申請書は以下の要領で2ページに分けて作成してください。

(以下は「工作物の新築」の例です)

申請書作成方法：1 ページ目

様式第1(1)

完全に削除してください。

特別地域(特別保護地区、海中公園地区)内
工作物の新(改、増)築許可申請書

「富士箱根伊豆」と
記入して下さい。

自然公園法第20条(第21条、第22条)第3項の規定により 富士箱根伊豆国立公園の特別地域(特別保護地区、海中公園地区)内における工作物の新(改、増)築の許可を受けたく、次のとおり申請します。

令和 年 月 日

不要な部分は取り消し線を
引くのではなく、完全に
削除してください。

完全に削除して
ください。

正式な申請受付まで
は空欄のままに。

申請者の住所及び氏名(記名押印又は署名)

〇〇県〇〇市〇〇町123-4

株式会社 〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇

押印は不要です。

関東環境局長 殿

特に指示が無ければ
「関東環境局長」宛
です。

ここから下は「ページ区切り」
を挿入し、2ページ目
として作成して下さい。

※空欄がある場合は受付できません。特に該当しない項目も「なし」と明記ください。

項 目		記 載 事 項
目 的		なぜその行為を行うのか、その目的や必要性を具体的に
場 所		都道府県～地番(地先)まで明記
行為地及び周辺の状況		現在の土地利用形態や自然環境(地形や植生など)の状況について記入
工作物の種類		設備機器やフェンス等の付帯工作物等も全て記入(列記) 工作物が複数ある場合①、②…等番号を振る
施 行 方 法	敷地面積	行為に関する一区画の面積 不明瞭な場合、施工面積(水平投影面積の合計)でも可
	規模	・建築物の場合…地上高、水平投影面積、建築面積、延べ床面積、建蔽率、容積率などの数値規模 ・他の工作物の場合…地上高と各種寸法 ※「工作物の種類」欄で挙げたもの全てについて記入 以下の「構造」、「材料」、「外部の仕上げ・色彩」欄も同じ
	構造	・建築物の場合…階層構造、屋根の形態など ・他の工作物の場合…主要な構造を記載
	材料	・主要な材料・材質をわかる範囲で記載
	外部の仕上げ及び色彩	・建築物の場合…屋根、外壁の仕上げと色、「〇色」と明記 ・他の工作物の場合…地上部分の色を明記
	関連行為の概要	土地造成(土工事)、支障木の伐採、仮工作物の設置などについて、数値を用いて具体的に記載
施行後の周辺の取扱		残土・廃材処理の方法、跡地の整理方針、植樹による緑化など、景観保護のために行う内容を記載
予 定 日	着 手	着手予定日まで1ヶ月未満の場合、「(ただし許可日以降)」と追記
	完 了	完了予定日が不明な場合、「許可日から〇ヶ月以内」等と記載 仮設工作物の新築等の場合は、撤去完了予定日を記載
備 考		・他法令による手続き(申請など)の進捗状況 ・過去に許可を受けた場合は、許可日と番号 ・計画地が申請者の所有地でない場合、土地所有者の諾否 ・当該申請に関する担当者の氏名・所属・連絡先(電話番号又はメールアドレス)・所在地を記載

6. 申請書記載例 【①建築物の新築】

目的		申請地(自己所有地)において住宅を新築するもの。
場所		神奈川県足柄下郡箱根町△△234－56
行為地及びその付近の状況		行為地は、〇〇川の流れる谷間に位置し、国道〇〇号線に面した休耕田及びクヌギ・アカマツなどの二次林である。周辺には国道に面した複数の店舗があり、行為地に近接して〇〇神社の境内林(天然林)及び国有林(人工林)がある。
工作物の種類		①住宅、②倉庫、③駐車場、④擁壁、⑤フェンス
施行方法	敷地面積	1,200㎡
	規模	①住宅 水平投影面積150.0㎡、建築面積130.0㎡、延床面積250.0㎡ 最高の高さ12.2m ②倉庫 水平投影面積(建築面積と同じ)20㎡、延床面積19㎡ 最高の高さ2.5m ③駐車場 面積15㎡(駐車台数2台) ④擁壁 延長12.5m、幅1.0m、最高の高さ2.3m ⑤フェンス 延長23.8m、最高の高さ1.5m
	構造	①鉄筋コンクリート(RC)造2階建て、屋根:切妻式洋瓦葺き ②コンクリートブロック(CB)造、屋根:切妻式 ③アスファルトコンクリート舗装 ④石積み ⑤外構フェンス
	主要材料	①本体:鉄筋コンクリート、屋根:洋瓦 外壁:モルタル吹き付け(一部、自然石張) ②本体:コンクリートブロック、屋根:トタン ③舗装:アスファルトコンクリート(一部、透水性舗装) ④自然石(御影石) ⑤スチールメッシュ
	外部の仕上げ及び色彩	①屋根:洋瓦葺き(茶色)、 外壁:モルタル吹き付け(薄茶色)及び自然石張(暗灰色) ②屋根:トタン葺(暗灰色)、外壁:モルタル吹き付け(暗灰色) ③カラーアスファルト舗装(黄土色) ④製品素地(灰色) ⑤製品素地(焦げ茶色)
	関連行為の概要	・敷地造成:造成面積600㎡(切土400㎡、盛土200㎡) ・土工事量:切土450㎡、盛土量200㎡、残土量250㎡ ・支障木の伐採:クヌギ5本、アカマツ10本、クマザサ32㎡ ・仮工作物:作業小屋1棟の設置(規模:2.0m×4.5m、高さ2.5m)
施行後の周辺の取扱		・工事に伴う残土・廃材は、国立公園外に搬出し、適切に処分する。 ・作業小屋は施工後速やかに撤去し、跡地は張芝(ノシバ)により緑化する。 ・敷地内にクヌギ・アカマツ(計20本)を植栽する。
予定日	着手	令和8年 4月1日(ただし、許可日以降)
	完了	令和8年11月30日
備考		・他法令の進捗捗状況:建築確認申請中、〇〇市景観条例許可済み ・過去の自然公園法許可:看板設置(平成26年12月1日付け第〇号、許可条件なし) ・申請担当者:〇〇会社△△課 ××担当 氏名、電話番号、メールアドレス、所在地 ・申請代理人:〇〇会社△△課 ××担当 氏名、電話番号、メールアドレス、所在地

申請書記載例 【②携帯電話無線基地局の新築】

目 的		周辺施設において携帯電話の電波状況が悪いため、安定した通話環境の確保を目的として、携帯電話基地局を新築する。
場 所		神奈川県足柄下郡箱根町△△234－56
行 為 地 及 び そ の 付近の状況		行為地は、〇〇ホテルの北側に隣接するクヌギ・アカマツなどの二次林である。周辺には国道沿いに複数の宿泊施設や駐車場がある。
工作物の種類		①アンテナ2基 ②鋼管柱 ③引込柱 ④フェンス ⑤電源設備 ⑥装置架台2基 ⑦引込線
施 行 方 法	敷地面積	30㎡
	規模	①アンテナ2基 φ200mm×L1.5m、φ250mm×L2.1m ② 鋼管柱 φ445mm×H9.8m ③ 引込柱 φ223mm×H5.5m ④ フェンス L20.1m×H1.6m ⑤ 電源装置 W0.5m×D1.05m×H1.58m ⑥-1 装置架台 W0.55m×D0.5m×H0.4m ⑥-2 装置架台(景観保護カバー付き) W0.85m×H0.8m×D1.0m ⑦ 引込線:電源線φ55mm×15m、通信線φ25mm×10m
	構造	①ビームアンテナ ②鋼管柱 ③引込柱 ④金網式フェンス ⑤電源設備収容箱 ⑥架台(うち1基は景観保護カバー付き) ⑦電源線、通信線
	主要材料	①鉄、プラスチック ②鉄 ③コンクリート ④～⑥鉄 ⑦ビニール、銅、鉄
	外部の仕上げ及び色彩	⑦引込線は黒、それ以外の設備はこげ茶色(マンセル記号:10R 2/2)
	関連行為の概要	・支障木の伐採6本(スギ・アセビ・アカマツ各2本、コナラ2本) ・土工事量:掘削量15.56㎡、埋戻量7.14㎡、残土量8.42㎡
	施行後の周辺の取扱	工事跡地は原状復旧し、工事に伴う残土・廃材は国立公園外に搬出処分する。
予定日	着手	令和8年 4月 1日(ただし、許可日以降)
	完了	令和8年11月30日
備考		・土地所有者の承諾済み ・風致条例、砂防法に基づく許可申請中 ・過去の自然公園法許可:土石採取(平成26年1月7日付け第〇〇号、許可条件なし) ・申請担当者:〇〇会社△△課 ××担当 氏名、電話番号、メールアドレス、所在地 ・申請代理人:〇〇会社△△課 ××担当 氏名、電話番号、メールアドレス、所在地

申請書記載例 【③電柱の新築】

目的	申請地に隣接する新設トイレへの電力供給の為、電柱及び送電線を設置する。	
場所	神奈川県足柄下郡箱根町△△234－56	
行為地及びその付近の状況	行為地は、国道〇〇号沿いの駐車場敷地内である。隣接地には、〇〇市が新たに建てた公衆トイレがある(来月から供用開始予定)。周辺はクスギ・アカマツなどの二次林となっている。	
工作物の種類	①電柱 ②支線 ③引込線	
施行方法	敷地面積	0.194㎡(水平投影面積合計)
	規模	①電柱×2本 直径0.32m、地上高11.6m、面積0.08㎡ ②支線×3本 直径0.08m、投影面積0.117㎡ ③引込線 直径0.008m、延長144m、投影面積0.007㎡
	構造	①コンクリート柱、②亜鉛メッキより線、③被覆硬銅線
	主要材料	①コンクリート、②亜鉛メッキより線、③ビニール、銅、鉄
	外部の仕上げ及び色彩	①着色(こげ茶色)、②製品素地(灰色)、③製品素地(黒)
	関連行為の概要	・支障木の伐採8本(スギ・アセビ・アカマツ・コナラ各2本) ・土工事量:掘削21.05㎡、埋戻19.85㎡、残土1.2㎡
施行後の周辺の取扱		工事に伴う残土・廃材は国立公園外に搬出し、適切に処分します。 また、工事跡地は原状復旧します。
予定日	着手	令和8年 4月 1日(ただし、許可日以降)
	完了	令和8年11月30日
備考	・土地所有者の承諾済み ・風致条例に基づく許可申請中 ・過去の自然公園法許可:土石採取(平成26年1月7日付け第〇〇号、許可条件なし) ・申請担当者:〇〇会社△△課 ××担当 氏名、電話番号、メールアドレス、所在地 ・申請代理人:〇〇会社△△課 ××担当 氏名、電話番号、メールアドレス、所在地	

申請書記載例【④広告物の設置等】

目	的	申請地において宿泊施設の自己営業看板を設置するもの。
場	所	神奈川県足柄下郡箱根町△△234－56
行為地及びその付近の状況		行為地は、通行量が多い国道〇〇号の道路脇に位置する自己所有地内である。来訪者に対して宿泊施設の名称及び入口を案内するための看板を設置するものである。
施行方法	独立して設置する場合の敷地面積	$0.0052\text{m}^2 \times 5\text{基} = 0.026\text{m}^2$ (看板の水平投影面積合計)
	広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所	宿泊施設の自己営業看板5基(全て独立して設置)
	規模及び構造	誘導看板①×3基:地上高1.2m、幅0.65m×長さ0.6m、表示面積 $0.39\text{m}^2 \times 3 = 1.17\text{m}^2$ 施設名看板②×2基:地上高1.4m、幅0.54m×長さ0.7m、表示面積 $0.378\text{m}^2 \times 2 = 0.756\text{m}^2$ ※既存看板表示面積 誘導看板×1基:幅0.65m×長さ0.6m、表示面積 0.39m^2 施設名看板×2基:長さ0.7m、表示面積 $0.378\text{m}^2 \times 2 = 0.756\text{m}^2$ ※敷地内看板表示面積合計: 3.072m^2
	主要材料	表示面:アルミ板 支柱:亜鉛メッキ加工
	色 彩	表示面:こげ茶地に白文字 支柱:こげ茶色
	表示の内容	宿泊施設の名称、施設入り口の方向
	関連行為の概要	土工事量:掘削 0.625m^3 、残土 0.625m^3 ※工事に伴う残土は国立公園外に搬出し、適切に処分します。
予定日	着 手	令和8年 8月 1日(ただし、許可日以降)
	完 了	令和8年 8月31日
備 考		・自己所有地 ・過去の自然公園法許可:看板設置(令和7年4月1日付け第〇号) ・申請担当者:〇〇会社△△課 ××担当 氏名、電話番号、メールアドレス、所在地 ・申請代理人:〇〇会社△△課 ××担当 氏名、電話番号、メールアドレス、所在地

申請書記載例【⑤木竹の伐採】 ※森林施業以外の場合

目 的		申請地においてササが繁茂している現状を本来のススキ草原に復元し、ワレモコウ等の草原生生物を保全するためにササを伐採する。
場 所		神奈川県足柄下郡箱根町△△234－56
行為地及びその付近の状況		行為地は〇〇山の山頂周辺であり、登山道が南北に走っている。歩道沿いはかつてススキ草原であったが、現在はササが優占している。
施行方法	伐採樹種	ネザサ
	伐採面積	200㎡
	関連行為の概要	敷地造成、残土なし
	伐採跡地の取扱	伐採したネザサは周囲からの景観を損なわないような位置に収集する。また、伐採跡地は草原状態を維持できるよう下草刈り等によって管理する。
予定日	着 手	令和8年 4月 1日(ただし、許可日以降)
	完 了	令和8年11月30日(許可日から〇ヶ月以内)
備 考		・土地所有者の承諾済み ・他法令の手続なし ・申請担当者：〇〇会社△△課 ××担当 氏名、電話番号、メールアドレス、所在地 ・申請代理人：〇〇会社△△課 ××担当 氏名、電話番号、メールアドレス、所在地

申請書記載例【⑥土石の採取】

目	的	携帯電話無線基地局設置予定地において、地盤状況を確認するために地質調査（ボーリング調査）を行う。
場	所	神奈川県足柄下郡箱根町△△234－56
行為地及びその付近の状況		行為地は神奈川県が管理する駐車場敷地内である。前面の車道を挟んで向かい側には複数の保養所等の建物があり、その周囲はアカマツ、コナラ、アセビ等による山林となっている。
鉱物(土石)の種類		花崗岩
施行方法	掘採(採取)方法	垂直掘削
	掘採(採取)量	0.03 m ³
	掘採(採取)設備	調査用ボーリング機械
	土地の形状を変更する面積	0.02 m ²
	掘採(採取)後の土地の形状	掘削坑は土砂・粘土にて原状復旧する。
	関連行為の概要	ボーリング機械(やぐら)の設置：規模3m×5m、高さ5m
	掘採(採取)跡地の取扱	調査終了後はボーリング機械を速やかに撤去し、掘削坑は埋め戻して原状復旧する。
予定日	着手	令和8年4月1日(ただし、許可日以降)
	完了	令和8年11月30日(許可日から〇ヶ月以内)
備考		・土地所有者の承諾済み ・他法令の手続なし ・申請担当者：〇〇会社△△課 ××担当 氏名、電話番号、メールアドレス、所在地 ・申請代理人：〇〇会社△△課 ××担当 氏名、電話番号、メールアドレス、所在地

7. 提出前のチェックについて

○書類に明らかな不備がある場合は申請を受け付けられません。必ず事前に確認してください。

不備が多い項目(申請書記載事項)	チェック
申請書様式の不要な文字は完全に削除されているか。	☐
「工作物の種類」欄に付帯工作物も含めた全ての工作物が列記されているか。	☐
「規模欄」の数値規模と、各種添付図面の数値は全て一致しているか。	☐
「外部の仕上げ及び色彩」欄に色名を記入しているか。	☐
「関連行為の概要」欄には、数値規模が表示されているか。	☐
「施行後の周辺の取り扱い」欄に残土・廃材の処分方法等について明記されているか。	☐
「備考」欄には土地所有者の諾否、他の法令に基づく進捗状況等が明記されているか。	☐
空欄はないか。(特に記載事項がない場合も「なし」と明記してください。)	☐
関連行為についての説明図面は添付されているか。	☐

不備が多い項目(添付書類関係)	チェック
各種図面の縮尺、方位は明記されているか。	☐
地形図には地形が読み取れる程度の明瞭な等高線が入っているか。	☐
建築物の場合	
(配置図)道路・隣地からの後退距離を記載しているか。	☐
(配置図)駐車場やアプローチなどを記載しているか。	☐
(断面図・立面図)屋根・庇の軒及びケラバの出(50cm 以上)及び屋根勾配(20%以上)について断面図・立面図に記載しているか。	☐
(緑化計画平面図)緑地率、高木率の計算は記載されているか。	☐
(緑化計画平面図)高木率は緑地面積の30%以上確保されているか。	☐
(緑化計画平面図)駐車場は植栽で隠ぺいされているか。	☐
(緑化計画平面図)道路沿いに修景植栽をしているか。	☐
(緑化計画平面図)工作物の建築面積ではなく、水平投影面積を非緑地として計上しているか。	☐
門や柵を設置予定の場合は、その必要図面があるか。	☐
その他必要な添付書類が全て揃っているか(⇒必要書類は6ページでご確認ください)。	☐

8. 規制・許可基準等の根拠

(1) 規制の根拠となる法律

『自然公園法』第20条(特別地域)、第21条(特別保護地区)、第33条(普通地域)です。

○自然公園法: https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=332AC0000000161

(2) 許可の基準

①『自然公園法施行規則(第11条)』

第1項～第14項は工作物の新改増築、第15項は木竹の伐採といった形で、各行為の許可基準が定められています。

○自然公園法施行規則: https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=332M50000100041

②『管理計画書』

「2 風致景観の管理に関する事項」で、形態、色彩等に関する審査基準が定められています。

○富士箱根伊豆国立公園箱根地域管理計画書:

http://www.env.go.jp/park/fujihakone/intro/files/park_kanri_4.pdf

該当ページは10ページから23ページです。

※許可基準は行為の詳細(誰が、いつ、どのような場所で、何の目的で、何を、どのように行うのか)によって細かく分かれています。詳しくは担当者にご確認ください。

(3) 参考資料

①『箱根地域に適した植栽種一覧』

富士箱根伊豆国立公園箱根地域管理計画書の10ページに記載されている「キ 修景植栽には、本地域に自生する植物と同様の植物を使用すること」の対象となる植物が一覧にまとまっています。

○箱根地域に適した植栽種一覧: [000219803.pdf](#)

②『用語集(自然公園法の許認可にあたって)』

箱根地域における「緑地率」、「壁面長」の定義について解説しています。

○用語集: [000083257.pdf](#)

※管理計画書及び参考資料は、富士箱根伊豆国立公園管理事務所のホームページ(HP)にて公開しております。

○富士箱根伊豆国立公園管理事務所 HP: [概要・計画書 富士箱根伊豆国立公園 環境省](#)

9. よくあるご質問

No.	ご質問	回答
①	申請してからどれくらいで許可が出ますか？	申請書の受付～処分決定までの標準処理期間が1か月間（大規模な行為の場合は2か月間）です。ただし、申請書の不備があると、処理期間は延長されます。
②	申請しても許可が出ない場合もありますか？	あります。よって、許可相当の計画（申請内容）となるように事前相談を行っています。
③	事後の手続きはできないのですか？	できません（ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為に限り、事後の届出となります）。
④	申請すれば、許可が出る前に着手して良いですか？	許可が出るまで着手してはいけません。
⑤	許可書（回答書）は、どこへ取りに行くのですか？	回答書は郵送されます。 なお、許可が出たかどうかは、回答書の発送をもってお知らせいたします。
⑥	県、市町村など、他の役所にも手続きが必要な場合、手続きの順番はありますか？	特に順番はありません。同時に並行して進めていただいて結構です。
⑦	着手届や完了報告書などの提出は必要ですか？	担当者からの指示が無い場合は不要です。（必要に応じて提出を求めることがあります）
⑧	既存の建物の撤去には手続きが必要ですか？	撤去そのものは手続き不要ですが、撤去のための作業道設置や樹木伐採などの行為は手続きが必要です。個別にご相談ください。
⑨	例外的に手続きが不要となる場合（適用除外）はありますか？	あります。具体的にどのような場合が該当するかは個別にご相談ください。
⑩	許可が出た後、計画（申請内容）に変更があった場合は手続きが必要ですか？	変更の内容次第で手続き不要の場合もあります。個別にご相談ください。